

長和町地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務取扱要領

令和元年 月 日

(趣旨)

第1 この要領は、長和町が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「受注者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号長野県知事あて国土交通省建設流通政策審議官通知に基づくものをいう。以下「本制度」という。）を利用する場合における債権譲渡の承諾等に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

- 第2 本制度により債権譲渡を承諾する対象工事は、本町が発注する建設工事で前金払いの支払を受けたものとし、次のいずれかに該当するものを除く。
- (1) 債務負担行為に係る工事。ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みのものを除く。
 - (2) 履行保証を付した工事のうち、町長が役務的保証を必要とする工事
 - (3) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事。ただし、前年度からの繰越工事であって年度内に終了見込みのものを除く。
 - (4) 地方自治法施工令（昭和22年政令代16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
 - (5) 町長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(債権譲渡の範囲)

- 第3 本制度により債権譲渡を承諾する債権の範囲は、次に定めるとおりとする。
- (1) 本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けたしゅん工部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
 - (2) 本件建設工事の請負契約が途中で解除された場合には、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の本町の請求権に基づく金額を控除した額とする。
 - (3) 工事請負契約の変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾（変更承諾）書の金額は変更後の金額とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高（第2第1号にあっては、最終年度の工事にかかる出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡先)

第5 債権譲渡先は、長野県建設事業協同組合連合会の会員である建設事業協同組合（以下「組合」という。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る受注者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、受注者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者（以下「民間事業者」という。）とする。

(債権譲渡の承諾手続き)

第6 本制度による債権譲渡の承諾手続きは、次のとおりとする。

(1) 町長は、債権譲渡の承諾に当たっては、受注者から次の申請書類等を提出させるものとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通

イ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(2) 提出された申請書類等の内容を確認のうえこれを受理し、速やかに承諾又は不承諾の決定のための手続きを行い、債権の譲渡を承諾するときは承諾書の確定日付欄に確定日付を記載した後、債権譲渡承諾書（様式第2号）の1通を控えとし、2通を受注者に交付するものとする。また、債権譲渡を承諾しない場合は、債権譲渡不承諾通知書に理由を付し、2通を受注者に交付するものとする。

(債権譲渡の通知)

第7 町長は、受注者及び債権譲渡先が債権譲渡契約を締結した場合は、債権譲渡契約証書及び債権譲渡通知書（様式第3号）を作成後、速やかに町長に提出するものとする。

2 前項の通知書には、受注者が債権譲渡先へ提出した支払状況・支払計画書の写しを添付するものとする。

(融資時の出来高確認)

第8 融資時の出来高確認は、原則として債権譲渡先が行うこととする。

2 前項の規定による出来高確認を行うにあたり、現場確認の必要がある場合は、債権譲渡先は、工事の出来高確認を町長に依頼することができる。

3 前項による工事の出来高確認の依頼があった場合において、町長は、工程に支

障のない範囲で工事現場への立ち入りを書面又は口頭により承認し、立入りに必要な調整を行うものとする。

(債権譲渡先からの融資実行報告)

第9 本制度により、受注者及び債権譲渡先が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合は、連署にて転貸融資実行報告書を作成後、受注者が町長に速やかに提出するものとする。

(工事請負代金の支払)

第10 債権譲渡承諾後は、前金払、中間前金払及び部分払を行わないものとする。

2 町長は、債権譲渡先からの工事請負代金の請求にあたっては、請求書(様式第4号)及び債権譲渡承諾(変更承諾)書の写しを各1通提出させるものとする。

3 町長は、提出された請求書等の内容を確認のうえこれを受理し、所定の手続を経て工事請負代金を支払うものとする。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

債権譲渡承諾(変更承諾)依頼書

年 月 日

(発注者)様

受注者
(譲渡人) 住所
氏名
(譲受人) 住所
氏名

実印

実印

受注者が発注者(貴殿)に対して有する基本契約書[貴殿と受注者との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書]に基づく下記の工事請負代金債権を、〇〇〇建設業協同組合(以下「譲受人」という。)に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、受注者に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら受注者に留保されることを申し添えます。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、受注者及び譲受人は工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、受注者及び譲受人は工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

1. 工事名

2. 工事場所

3. 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

4. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は変更後の金額による

ー(2)前払金額 金 円

ー(3)中間前払金額

及び部分払金額 金 円

(4)債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合は変更後の金額による

債権譲渡承諾（変更承諾）書

平成 年 月 日

[受注者] _____ 御中

[譲受人] _____ 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に基づく受注者の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

また、受注者及び譲受人は工事請負契約書に定められた中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

また、受注者及び譲受人は工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される受注者の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4（1）及び（4）の金額は変更後の金額とする。
- 2 受注者及び譲受人は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、譲受人の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び受注者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、譲受人が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 受注者及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

（発注者）

印

債権譲渡通知書

年 月 日

(発注者) 様

受注者
(譲渡人) 住所
氏名

実印

(譲受人) 住所
氏名

実印

年 月 日付けでご承諾いただきました譲渡人が発注者（貴殿）に対して有する下記工事請負代金債権について、 に譲渡致しましたので、譲渡人、譲受人連署のうえ通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は の下記振込口座にお振込下さい。なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は変更後の金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合は変更後の金額による

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
2. 預金の種別、口座番号
3. 口座名義
(ふりがな)

請 求 書

年 月 日

(発注者) 様

(債権譲受人) 住所
氏名

実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、工事請負代金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

工 事 名

工 事 場 所

工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

(内訳)

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 請負代金額 | ¥ _____ |
| (2) 前払金受領済額 | ¥ _____ |
| (3) 中間前払金受領済額
及び部分払金受領済額 | ¥ _____ |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等 | ¥ _____ |
| (5) 今回請求金額 | ¥ _____ |

2 支払口座等

- (1) 振込希望金融機関名
- (2) 預金の種類・口座番号
- (3) 口座名義 (ふりがな)

- (4) 請求者の連絡先 住所
電話